

令和8年度大和高田市指定ごみ袋製造業務委託仕様書

- 【業務概要】 指定ごみ袋の製造から指定保管場所への荷下ろしを含めた納品等の業務を行うものとする。
- 【契約期間】 契約締結日 から 令和9年3月31日まで
- 【納入期日】 【納品】の「1.納入期日及び納入数」に記載のとおり

【指定ごみ袋】

1. ごみ袋の種類

種類	容量
大袋	45 リットル
中袋	30 リットル
小袋	15 リットル

2. 名称

- (1) 名称は、大和高田市指定ごみ袋(以下指定ごみ袋という。)とする。
- (2) 指定ごみ袋を袋の大きさで区別する場合は末尾に「(大)」「(中)」「(小)」と付して区別するものとする。

3. 袋本体の色

- (1) 指定ごみ袋の大袋、中袋、小袋の色は **黄緑着色** とする。 **【別紙「色見本」参照】**
- (2) 焼却時に灰に残らないような添加剤を混入させ、中身が確認できる程度の **半透明** を確保すること。
- (3) 顔料及びインキを使用する場合は、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料用印刷インキに関する自主規制(NL規制)に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものとする。

4. 袋への表示(印刷)の色

指定ごみ袋の大袋、中袋、小袋の袋への表示(印刷)の色は、その片面に **青色文字1色** の印刷とする。また、表示内容は別紙2を基本とし、双方協議として決定するものとする。

5. 規格

- 持ちやすく、裂けにくいごみ袋を提供するために次の規格とすること。
- (1) U形袋(ガゼット・ベロ付き)日本工業規格(JIS)Z1711-1994の規定4図1のU形袋(2)の規格を準用したものとする。
- (2) 材質
- ① 指定ごみ袋の大袋、中袋、小袋は **高密度ポリエチレン(HDPE)** とすること。
※大袋、中袋、小袋に炭酸カルシウムを混入しないこと。
- ② 添加剤を混入しないこと。
ただし、品質を維持するために一般的に必要なものまたは環境に配慮したもののみ配合を認める場合がある。この場合、安全性に十分考慮した上で必要最小限度に加えるものとし、配合する添加剤の性能及び配合割合等については、速やかに本市に報告し承認を受けること。
- (3) 寸法
- ① 厚さは、0.04mm以上とすること。
- ② 大きさは、下記表を参照すること。

(4)その他品質等

①【ポリエチレンの品質】

日本工業規格（JIS）Z1702-1994の規定3(2種B)以上とすること。

②【指定ごみ袋の品質】

日本工業規格（JIS）Z1711-1994の規定7以上とすること。

③【ヒートシール強さ】

日本工業規格（JIS）Z1711-1994の規定7以上とすること。

④【外観】

日本工業規格（JIS）Z1711-1994の規定7.1以上とすること。

⑤【性能】

日本工業規格（JIS）Z1711-1994の規定7.2以上とすること。

⑥【その他】

日本工業規格（JIS）以上とすること。

大和高田市 規格

単位:mm

種 類	全長(縦) A	幅(横) B	両端ベロ の長さ C	両端ベロ の幅 D	中央ベロ の幅 E	中央ベロ の長さ F	袋 部 の長さ G	ヒ ー ト シ ー ル H
大袋(45ℓ)	800	650	145	110	100以上	125以上	655	20
中袋(30ℓ)	700	550	125	100	90以上	105以上	575	
小袋(15ℓ)	500	500	125	80	80以上	105以上	375	

中央部のベロの長さは、誤差5mmまでとし、シール部と調整のうえ、袋が開かないことが無いようにすること。
上部打ち抜き(プレス型)の形状については袋が破れにくい形状とすることを前提とし、本市と協議して決定すること。

※ヒートシール部にスリット(切れ目)が無いものを原則とする。

※寸法図……別紙1のとおり

6. 印刷内容

(1)全体図……別紙2のとおり

(2)使用する顔料及びインキは、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制(NL規制)に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものとする。

7. 製作納入枚数

①	大 袋	45リットル	1,000,000枚	(2,000箱)
②	中 袋	30リットル	1,050,000枚	(2,100箱)
③	小 袋	15リットル	450,000枚	(900箱)

8. 外装袋への梱包（販売単位）

大袋・中袋・小袋それぞれ10枚1袋単位として包装すること。

9. ごみ袋の折り方

指定ごみ袋を外装袋で梱包する際の指定ごみ袋の折り方は、四つ折りにして10枚を重ね、再度二つ折りにして包装すること。この際、取り出しやすいように折り目側が包装の取出口になるよう封入すること。

※包装の際、不良品の有無を確認し封入すること。

【包装】

1. 規格

(1)形状

指定ごみ袋を1枚ずつ容易に取り出すことができるようにし、包装上部に半月状のミシン目を入れ、取出口を設け、**取り出し口**と表示すること。 **【別紙3参照】**

(2)材質

ポリエチレンとすること。(焼却してもダイオキシンの出ないものを使用すること。)

(3)寸法

- ① 厚さは、0.02mm以上とすること。
- ② 大きさは、下記を目安とし、本市と協議のうえ決定するものとする。

種類			縦寸法	横寸法
大	袋	45リットル	390	240
中	袋	30リットル	340	210
小	袋	15リットル	310	170

(4)包装本体の色

無色透明とすること。

(5)包装に印刷する内容の色

包装の縦幅、横幅からバランスの取れた長方形で背景色を白1色を施し(一部分)、文字等の色は黒色1色とする。

大和高田市の表記、袋の種類、家庭用品品質表示法に基づく表示、製造国、リサイクルマーク、GS1コード(JANコード)、金額などを表示するものとし、詳細は双方協議して決定するものとする。

GS1コード (JANコード)	大	4582219640032	中	4582219640025	小	4582219640018

(6)その他

その他品質等は、指定ごみ袋の規格に準じたものとする。

2. 印刷内容

(1)全体図……別紙3のとおり

(2)使用する顔料及びインキは、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制(NL規制)に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものとする。

3. 製作納入枚数

前述したとおり、10枚単位で包装に入れることから包装袋数は下記のとおりとすること。

包装袋に入れる際不良品がない事を必ず確認すること。

袋の種類	袋数	外装袋数	梱包箱数
大袋 45リットル	1,000,000枚	100,000袋	2,000箱
中袋 30リットル	1,050,000枚	105,000袋	2,100箱
小袋 15リットル	450,000枚	45,000袋	900箱

4. 梱包箱(ダンボール箱)への梱包

梱包箱を上から見た状態で、それぞれ5袋ずつ上下を入れ替えながら積み上げて、50袋を1箱【梱包箱(段ボール箱)】に詰め検了すること。

【梱包箱(ダンボール箱)】

1. 規格

- (1) 指定ごみ袋の梱包は、各種類とも包装袋50袋単位で5袋ずつ上下を入れ替えながら箱詰めすること。
- (2) 梱包箱は、金具やビニールテープ等はできるだけ使用せずにリサイクルできるように工夫すること。
なお、効率的輸送を確保するために、複数段積み重ねても潰れない強度であるものを使用すること。

【参考強度】

厚みは2層段ボールWフルート(WF)及びABフルート(ABF)の8mmとし、ライナーはK5以上、中芯は180g以上

(3) 寸法

大きさは、下記の表を目安とするが、梱包する場合に中の袋が容易に動かない大きさとし、隙間が生じるような場合は、本市と協議して決定するものとする。

また、袋を箱詰めする際、盛り上がるようなことの無いように梱包すること。

袋の種類	奥行寸法(mm)	横寸法(mm)	高さ(mm)
大袋 45リットル	370	240	340
中袋 30リットル	320	220	340
小袋 15リットル	300	170	340

2. 作成数

【包装】の「3. 製作納入枚数の梱包箱数」のとおり

3. 印刷内容

- (1) 全体図……別紙4のとおり
- (2) 使用する顔料及びインキは、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制(NL規制)に準拠しており、耐水性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものとする。
- (3) 包装に印刷する内容の色
指定ごみ袋の大袋・中袋・小袋の文字等の色は青色1色を印刷をすること。
- (4) 印刷面
印刷は、正面・裏面に印刷すること。
- (5) その他
複数の工場生産を行う場合は、別紙4に生産した工場が判別できる記号等を付すこと。
この際、事前に記号を製造前までに本市に報告すること。

4. 梱包方法

梱包箱を上部から見た状態で、包装袋を縦に積み上げて、50袋1箱に詰めるものとする。
また、段ボールが何らかの原因により破損及び汚損等の可能性があるため各種類の空箱を各10個も初回納品時に納入すること。

【納品】

1. 納入期日及び納入数

	-	2026/7/22	2026/8/19	2026/9/16	2026/10/14	2026/11/18	2026/12/16
大袋 45リットル	-	280	240	280	240	280	240
中袋 30リットル	-	312	260	260	260	260	208
小袋 15リットル	-	168	84	168	84	168	84

	-	2027/2/17	2027/3/17	-	-	合計
大袋 45リットル	-	280	160	-	-	2000
中袋 30リットル	-	260	280	-	-	2100
小袋 15リットル	-	84	60	-	-	900

上記日付、数量を基準とし納品すること。

【上記の数量に追加(最低20箱の単位)が生じる場合がある。】

納品3-(4)のパレット毎の積載数により、納入数を変更する場合がある。

2. 納品場所

本市が指定する場所に荷下ろしまで行うこと。

3. 納品について

- (1) 納品については、本市と納品日時、納品数量等について、事前に十分協議のうえ調整するものとする。
- (2) 納品ごとに本市に対して納品日時、納品数量(各々の箱数・パレット数等)がわかるよう納品書を作成し、**納品日1週間前に本市に提出すること。**
- (3) 納品は1,100mm角のパレットに積み込み、本市の指示に従い納品場所に荷下ろしすること。
また、積荷は縦横1,100mm以内、高さ地上より1,600mm以内にする。
但し、その強度については、【梱包箱(ダンボール箱)】1-(2)のなお書きに十分留意すること。

(4) 納品時は、荷崩れ防止【参考積付けパターン:交互列積付け・レンガ積付け・スプリット積付け・ピ
ンホール積付け】【別紙5参照】、汚れ防止の為ストレッチフィルムにて梱包し、パレット毎に納品年
、月を、箱の種類及び箱数をわかりやすい場所に表記しておくこと。【別紙6参照】

【参考パレット積載箱数】

大袋 45リットル.....40箱

中袋 30リットル.....52箱

小袋 15リットル.....84箱

- (5) 納品後のトラブル回避するため、納品毎に納品月日、納品数量を記載した受領書を作成し、本市の受領印を徴し、提出すること。
- (6) その他納品に関して不明点等については、本市と協議を行うこと。

【検査】

1. 事前検査

本仕様及び本市の指示した事項並びに本市と協議のうえ決定した事項に適合している包装袋に詰めた工程までのものを各種類毎4組ずつ提出し検査を受けること。
なお、この数は納品数に含まれないものとする。

(1) 外部検査

- ① 外部検査は、指定ごみ袋の大・中・小の引張り強さ(縦・横)及び厚さについて行うものとする。
- ② 検査方法は、検査を受けるため提出するものと同品質、同規格品を公的機関へ持ち込み、公的機関が上記内容を証明した書面を添付すること。この場合における指定ごみ袋の大・中・小の引張り強さ(縦・横)及び厚さについての検査機関は、奈良県産業振興総合センターとする。
また、当該検査に要したごみ袋は、上記4組のサンプル及び納品数には含まないものとする。
検査証明書の提出は初回納入日の一か月前に必ず提出するものとする。
- ③ 証明書の様式及び検査条件(JIS規格)等は奈良県産業振興総合センターが指定するものとする。
- ④ 当該検査に関する費用は、請負者の負担とする。

(2) 検査後の対応

- ① 上記(1)の②に規定する証明書を提出後、本市の承認を経て指定袋の本格的に製造を開始すること。
なお、当然ながら、検査に合格したサンプル品と同じ材質を使用して同品質のものを生産すること。
指定ごみ袋を製造する前に、**指定ごみ袋の見本、色見本、配色を施したレイアウト、納入計画書を提出すること。**
- ② 初回の検査が不合格となった場合は、本市指示に従い、問題点を改善したうえで、すみやかに再検査のためサンプル品を各種類毎4組提出すること。
また、業務履行計画は再検査が実施される前提で、納品期日に間に合うよう計画すること。
上記(1)の②に規定する証明書の提出を受けた後の本市の審査期間は提出日を除いて3日とする。
この際、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は審査期間からも除くものとする。
万が一、製造後に不良品が発見された場合の為に在庫を保有しておくこと。

2. 納品検査

(1) 抽出検査

- ① 納品された指定ごみ袋から、種類別に、本市が無作為に一部抽出して、本仕様及び本市の指示した事項並びに本市と協議のうえ決定した事項に適合しているか確認する。
- ② 本市が検査への立会いを求めた場合は、速やかに応じること。
- ③ 本市が必要と認めた場合は、本市検査に並行して、本市が指示した検体について、上記1-(1)-②の検査を求める場合がある。なお、この際の費用は請負者の負担とし、本市が指示する検体は納品物から抽出したものとする。
- ④ 当該検査に関して発生する費用は、請負者が負担すること。

(2) 検査後の対応

- ① 納品検査に基づく合格を確認後に納品書の承認を受けること。
- ② 納品検査に使用した指定ごみ袋のうち、検査合格品については合格数量に含むこととする。
- ③ 検査不合格となった場合は、ただちに納入場所から、本市が未承認の全ての指定ごみ袋を撤去のうえ細かく裁断するなど本市の指示に従って処分すること。
なお、撤去及び処分に係る費用は請負者が負担すること。

3. その他の検査

(1) 本市が製造工場において製造過程の検査を求めた場合は、速やかに応じること。

この際、本市が指定する日程で案内人を同行させるものとし、製造工場が海外の場合は日本語が通じる環境を構築すること。

(2) 上記における本市職員の旅費は本市負担とするが、案内人及び通訳等の旅費は請負者の負担とする。 なお、旅費とは検査日程中に係る一切の費用を言う。

【その他】

1.不適合品等の対応について

- (1)請負者は、製造物責任法第2条第3項に規定する「製造業者等」として、同法第3条の規定に基づく損害賠償の責任が生じた場合、誠意をもって対応するものとする。また、その他関係法令の規定を遵守すること。
- (2)請負者は、納入する指定ごみ袋が本仕様の各項目に適合し、変色や変質等の不具合がないように原材料の取り扱いや製造工程等納入までの各段階において適切に管理し検査等必要な措置をとること。
- (3)検査合格後において、本市に納入した指定ごみ袋に不適合品が発見された場合は、請負者の負担で直ちに当該不適合品と適合品を無償交換するなど適切な措置をとるとともに、原因究明に努め、**その結果について調査等報告書を本市に提出すること。**
- (4)指定ごみ袋が市場に流通した後において不適合品が発見され、直接請負者が指定取扱店又は市民等から苦情を受けた場合であっても、まず本市が対応するものとし、対応完了後、請負者において**その原因究明に努め、調査等報告書を本市に提出すること。**
- (5)(4)の本市対応用に無償交換分の指定ごみ袋大、中、小を1箱ずつ納入するものとし、当該無償交換用の指定ごみ袋は納品数に含めないものとする。

2.委任又は下請負の禁止

本件製造を第三者に請負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

下請負を行う場合は、下請負する範囲、理由、請負者及び下請負するものの生産能力、下請負するものの実績等本市が求める資料を提出し、審査を受けること。本市が適正と判断できる場合に限り、下請負を認めるものとする。

3.損害賠償

- (1)業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、請負者の負担とする。
ただし、その損害が本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担する。
- (2)前項の損害が天災等特別の事情によるものである場合の請負者の負担は、本市と協議のうえ決定する。
- (3)上記(1)の損害のうち、その損害が市場に流通した指定ごみ袋に不適合品が発見されたことにより本市が無償交換の対応に応じたものである場合は、その対応により本市保管の無償交換用指定ごみ袋の枚数を超過した数量について、大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成11年条例第23号)第23条第1項に規定する別表第1に掲げる指定ごみ袋に係る手数料を乗じて得た額を損害額として本市に支払うものとする。

4.その他の事項

その他、指定ごみ袋の製造に係る業務において、当仕様書に記されていない事項が生じた場合は、市と請負者が協議の上、決定するものとする。

大和高田市指定ごみ袋 納入計画書

(箱)

	-	2026/7/22	2026/8/19	2026/9/16	2026/10/14	2026/11/18	2026/12/16
大袋 45リットル	-	280	240	280	240	280	240
中袋 30リットル	-	312	260	260	260	260	208
小袋 15リットル	-	168	84	168	84	168	84

	-	2027/2/17	2027/3/17	-	-	合計
大袋 45リットル	-	280	160	-	-	2000
中袋 30リットル	-	260	280	-	-	2100
小袋 15リットル	-	84	60	-	-	900

上記、仕様書を基準とし納入計画書を提出します。

住 所
会 社 名
代 表 者